

実施要領

令和6年10月25日

はじめに

近鉄畝傍御陵前駅周辺は、奈良県市町村会館、社会福祉総合センター、病院協会看護専門学校、さらに橿原市保健センターが立地しており、橿原市都市計画マスタープランでは、公共公益施設が集積する都市シビックゾーンに位置づけられています。

また、畝傍御陵前駅や地域連携軸である国道 169 号に隣接し、橿原市営駐車場・自転車駐車場や地域内道路の整備も進んでいることから、交通利便性に優れた地域であり、地域交通拠点としても位置付けられています。

今回、畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地（以下「本件土地」とする。）について、プロポーザル方式による土地譲渡事業を実施します。創意に富んだ魅力ある提案をもって、広く民間事業者の皆様にご参加いただくことを期待しております。

目次

I 事業の趣旨と概要

1. 事業の趣旨
2. 事業の基本的な概要
3. 譲渡対象地の概要

II 売却にあたっての諸条件及び事業者募集の手順

1. 土地の譲渡価格条件（最低売却価格）
2. 事業提案にあたり遵守すべき事項及び留意すべき事項
3. 募集要領の配布
4. 事業提案に関する質疑・回答
5. 参加申込み
6. 応募書類の提出

III 応募者の資格及び応募書類

1. 応募者の資格及び制限要件
2. 共同事業者による応募の場合
3. 応募書類
4. 入札に関する提出書類
5. 入札保証金

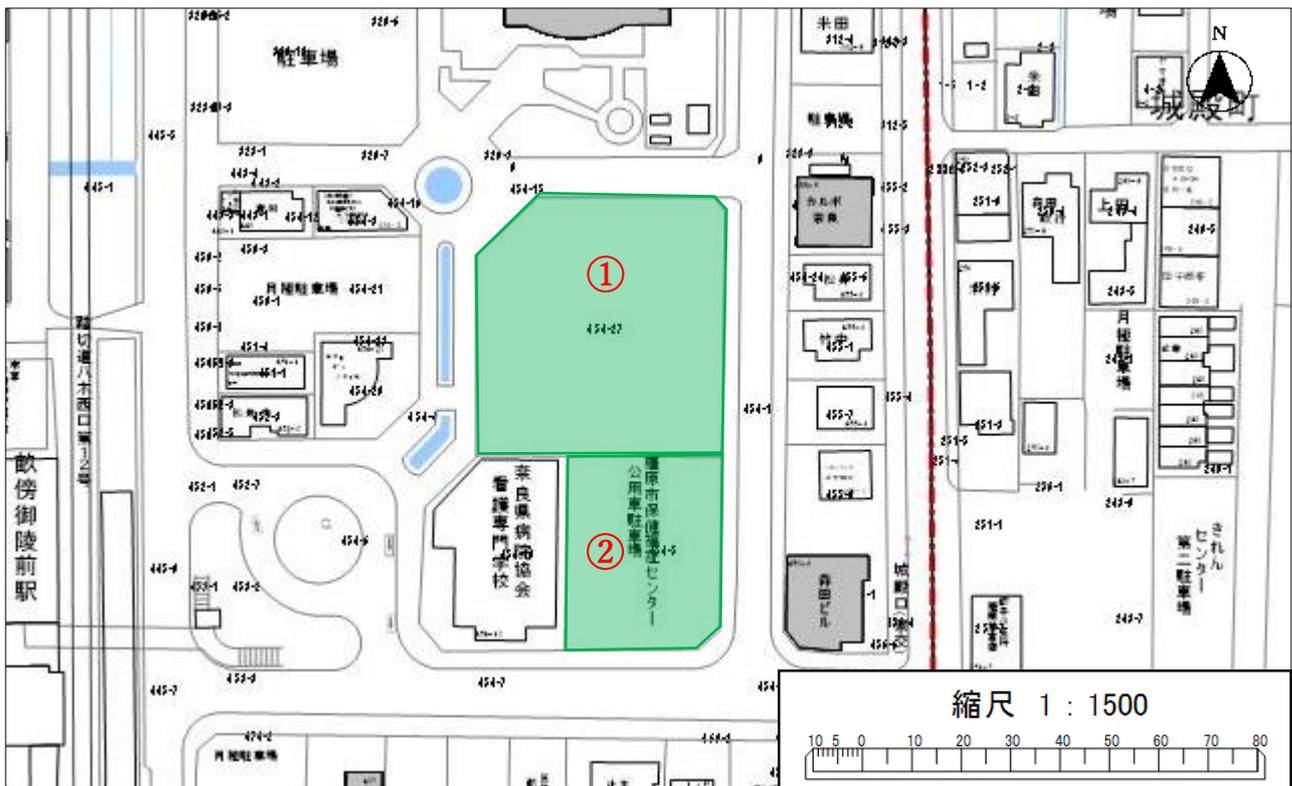
IV 審査及び優先交渉権者の決定方法

1. 審査体制
2. 審査及び優先交渉権者決定方法の概要
3. 応募者の失格
4. 優先交渉権者の選定及び決定
5. 審査にあたっての評価項目

V契約

1. 土地売買契約成立の条件及び売買代金の支払い
2. 所有権の移転及び引渡し
3. 本件土地利用の用途の指定
4. 権利の移転・設定の制限等
5. 契約の解除及び買戻特約等
6. 通知義務
7. その他

位置図



I 事業の趣旨と概要

1. 事業の趣旨

(1) 「子育てロマンのまち かしはら」

本市では、まちづくりの理念を「人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら」としており、政策の目標として「みんなが活躍し、個性輝くまち」「みんなが健やかに、支え合って暮らせるまち」「みんなが安全に、快適な環境で生活できるまち」「みんなが活力と魅力を生み、賑わいあふれるまち」を掲げて取り組んでおります。

こうした課題への対応策のなかで、橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画においては、基本理念を「子育てロマンのまち かしはら」としており、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり、すべての保護者が子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり、すべての人が協働して子ども・子育てに関われる環境づくりのための取り組みを進めています。

(2) 公有地の活用と近鉄畷御陵前駅周辺のまちづくり

近鉄畷御陵前駅周辺には、奈良県市町村会館、社会福祉総合センター、病院協会看護専門学校が立地しており、さらに橿原市の施設である保健センターが立地するなど公共公益施設が集積しています。

また、畷御陵前駅や地域連携軸である国道169号に隣接し、橿原市営駐車場・自転車駐車場や地域内道路の整備も進んでいることから、交通利便性に優れた地域であります。

以上のことから、令和4年度に策定した橿原市都市計画マスタープランでは、畷御陵前駅周辺を公共公益施設が集積する都市シビックゾーンに位置づけ、さらに鉄道駅に隣接する地域交通拠点に位置付けています。

都市計画マスタープランの位置づけから、当該地の土地利用としてまずは公益的施設の立地、あるいは、交通利便性に優れている利点を活かした居住機能の導入が考えられます。同時に、大和三山の一つである畷山を背後に控え、景観や自然環境資源にも配慮する必要のある地域です。

(3) 事業の目的

近鉄畷御陵前駅周辺は、上述のように公共公益施設が集積しており、交通利便性にも優れています。このことから、商業施設だけでなく、医療施設、福祉施設の設置、居住機能を導入するなど、様々な活用が考えられます。以上から、「子育てロマンのまち かしはら」を充実させるべく、本件土地には認定こども園、保育所その他の子育てに関する施設を導入することがふさわしいと考えています。

本件土地譲渡事業においては、民間事業者のノウハウを活かし、本市におけるこの地域の特性やニーズ、満足度に対応した、創意工夫のある計画を期待します。

2. 事業の基本的な概要

(1) 事業の名称

令和6年度 畷御陵前駅東側周辺整備事業用地に関するプロポーザル方式土地譲渡事業

(2) 事業の対象

令和6年度 畷御陵前駅東側周辺整備事業用地に関するプロポーザル方式土地譲渡事業の本実施要領に基づいた譲渡

(3) 提案の内容

土地利用計画、事業計画及び土地譲渡価格

3. 譲渡対象地の概要

詳しくは、別紙「物件明細」参照のこと。

(1) 名称

畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地

(2) 所在地

橿原市大久保町 454 番 27 (①) 及び 454 番 5 (②)

(3) 面積

①2,166.24 m² (実測) ②814.39 m² (実測) 合計 2980.63 m² (実測)

(4) 用途地域 (指定建ぺい率/容積率)

商業地域 (80/400)

(5) その他地域地区

25m 高度地区、景観計画地区 (視線のみち) 基準高さ 30m

(6) 供給処理施設の状況

電気については関西電力 (株)、ガスについては大和ガス (株)、水道については橿原市上水道課、下水道については橿原市下水道課がそれぞれ供給しております。尚、詳細については必ず各事業所へお問い合わせください。

(7) 発掘調査の要否

橿原市による埋蔵文化財発掘調査対応済み。調査結果は「遺構なし」ですが、開発にあたっては事前に「埋蔵文化財発掘届出書」の提出が必要です。

(8) 本件土地引渡し時の登記地目

雑種地

II 売却にあたっての諸条件及び事業者募集の手順

1. 土地の譲渡価格条件 (最低売却価格) 544,000,000円

(入札の際、最低売却価格未満の金額を記載したものは無効とし、その提出者は失格とします)

2. 事業提案にあたり遵守すべき事項及び留意すべき事項

本事業の趣旨及び目的にふさわしい提案を求めするため、遵守事項 (絶対評価項目) 及び留意事項 (相対評価項目) を定めています。遵守事項については事業提案に際し、必ず守っていただく項目であり、この項目を満たさない提案は書類審査の段階で不合格となります。留意事項 (相対評価項目) は、事業提案の際、尊重していただく項目であり、選定審査会での審査 (評価) 項目となります。尚、審査基準は当実施要領 (IV-5-(3)) のとおりです。

3. 募集要領の配布

(1) 配布期間 令和6年10月25日 (金) ~令和6年11月29日 (金)

※ 土、日、祝祭日は除く。

(2) 配布時間 午前8時30分~午後5時15分

(3) 配布場所 橿原市 資産経営課 (橿原市役所 分庁舎4階)

※ 本市ホームページにも掲載します。

4. 事業提案に関する質疑・回答

- (1) 受付期間 令和6年11月5日(火)～令和6年11月19日(火)
- (2) 提出方法 質疑書(様式2)にまとめ、事務局までEメール若しくはFAXで送信してください。
※ 質疑書を送信した後に、電話で資産経営課に着信確認をしてください。
- (3) 回答日 令和6年11月8日(金)までに受付した質疑に対する回答は、令和6年11月14日(木)15時頃に市ホームページに公開します。その後は受け付けた質疑について、令和6年11月22日(金)15時まで回答を随時、市ホームページに公開します。

※ 回答にあたって、企業名等は記入しません。

5. 参加申込み

- (1) 申し込み期間 令和6年11月25日(月)～令和6年11月29日(金)(消印有効)
- (2) 申し込み方法 参加申込書(様式1)及び誓約書(様式2)に必要な項目を記載の上、持参又は郵送により提出してください。
- (3) その他 参加申込みをされた企業に対し、入札保証金に関する書類をお渡し(持参の場合)又は送付(郵送の場合)します。

※ 参加申込み後、応募は辞退できますが、参加申込みされない場合応募はできません。

※ 入札保証金は令和6年12月20日(金)までに納付することが必要ですので、ご注意ください。

6. 応募書類の提出

- (1) 受付期間 令和6年12月19日(木)～令和6年12月25日(水)
- ※ 土、日、祝祭日は除く。
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 受付場所 橿原市役所分庁舎(ミグランズ)4階 資産経営課
- (4) 提出方法 応募申請書(様式4、様式5)に必要な項目を記載の上、原則持参により提出してください。郵送等により提出する場合は、必ず事務局と事前に協議して下さい。

※ Eメール、FAX等での提出は受けません。

※ 入札保証金を納付していない場合は応募が無効となります。

III 応募者の資格及び応募書類

1. 応募者の資格及び制限要件

応募者は、国内法人又は複数の国内法人で構成されるグループ(以下「法人」という)とし、以下の条件をすべて満たすこととします。

- (1) 事業者として土地の所有、建物の所有・賃貸を行い、施設の設計・建設及び提案施設等の事業期間中に継続した運営が可能な計画力、資金力、経営能力、信用力、及び法的資格を有すること。
- (2) 次のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない法人でないこと。
- ① 橿原市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 橿原市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が橿原市と契約を締結すること又は橿原市との契約者が契約を履行することを妨げた者。

- ④ 応募者（グループで応募する場合はその構成員すべて）は都道府県税、市町村税、国税を完納していること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続き開始の申し立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続き開始の申し立てを含む。）をしていない者又は申し立てをなされていない者であること。但し、新法に基づく更生手続き開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをしていない者とみなす。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第222号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- ⑦ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者。但し、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続きの申し立てをしなかった者又は申し立てがされたものとみなす。
- ⑧ 銀行取引停止、主要取引先からの、取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
- ⑨ 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員、並びに暴力行為の常習者、又はその恐れのある者でないこと。
- ⑩ ア 暴力団とは暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号までの規定に該当しない法人であること。
イ 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員の構成員をいう。
ウ 暴力団員準構成員とは、暴力団以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者をいう。
 1. 暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者。
 2. 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど、暴力行為の維持、運営に協力し、又は関与する者及び暴力団準構成員、並びに暴力行為の常習者。

2. 共同事業者による応募の場合

共同事業者とは、複数の企業が共同して事業を行う者で、共同事業者を代表し、代表責任を有する代表企業及びその他の構成員からなるものをいい、橿原市と締結する土地売買契約の相手方となり、提案した土地利用計画に基づく事業の実施に連帯して責任を負うこととなります。尚、代表企業は1法人企業でなければならず、構成員との調整を行うと共に、橿原市の協議において窓口となるものとします。共同事業者による応募の場合、応募者の要件及び制限は次により判断します。

- (1) 前記Ⅲ-1の応募者の要件については、共同事業者総体で判断します。
- (2) 前記Ⅲ-1の応募者の制限については、共同事業者を構成する1つの企業が該当すると失格となります。
 - ※ 単独で応募した1つの企業は他の共同事業者の構成員となることはできません。また1つの企業は複数の共同事業者になることはできません。

3. 応募書類

(1) 応募申請書

様式4 (別紙様式を使用してください)

- ア 法人等の定款又は寄附行為 (最新のもの)
- イ 法人等の印鑑証明書 (募集要項公表後に交付されたもの)
- ウ 法人等の登記簿謄本 (募集要項公表後に交付されたもの)
- エ 法人等及び法人等の代表者が都道府県税、市町村税、国税を完納していることが確認できる書類 (法人等の主たる事業所の所在地におけるもので可)

(2) 応募法人構成表

様式5 (別紙様式を使用してください)

- ア (法人等の) 概要書
- イ 財務諸表及び明細書 (過去3期間)
- ウ 最近の類似業務がある場合にはその概要 (事業パンフレット等)

注：ア及びウについては有価証券報告書で代用可

(3) 事業計画書

ア 計画全体の主旨説明書 (A3版2枚以内)

- ① 計画全体の理念、基本コンセプト等
- ② 本事業提案を行う上で重要視した事項
- ③ その他、特に主張したい事項など

イ 計画説明書 (A4版またはA3版)

- ① 各施設の配置の考え方及び特に配慮した事項
- ② 建築計画の考え方
- ③ その他特に主張したい事項

ウ 施設計画書

- ① 施設配置図 (縮尺 1/1,000)
- ② 建築計画図 (縮尺 1/500)
 - ・平面図
 - ・立面図
 - ・断面図
 - ・外構平面図
- ③ 施設計画の概要
 - ・提案する施設の建築面積 (建ぺい率)、各階床面積、延べ床面積 (容積率)、用途別面積表等
- ④ 景観計画図
 - ・景観形成についての考え方
 - ・イメージパースなど

エ 事業スケジュール表 (建築確認、基本設計、実施設計、建設工事、竣工)

オ 収支計画書

- ① 概算工事費 (建物本體工事、外構工事、企画設計、その他事業費、合計額)
- ② 資金計画

カ 経営・管理・運営計画書（施設別）

- ① 経営主体（テナントの場合は、テナント名、業種、業態、誘致の見込み等）
- ② 管理・運営主体とその方針

キ 建築実施体制書

- ① 建築主
- ② 設計者
- ③ 施工者

（4）提出部数等

資料はA4版またはA3版片面印刷、左綴じ製本とし、正本1部、副本13部を提出してください。

4. 入札に関する提出書類

（1）入札書（様式6）

- ① 最低売却価格以上の金額を記載してください。
- ② 封筒には応募者名の記載及び代表者印の捺印をし、確実に封印してください。
- ③ 入札書は応募書類と同時に提出してください。
- ④ 開封までは、橿原市資産経営課において厳重に保管します。
- ⑤ 次に該当する入札は無効とします。
 - ・ 様式6の入札書によらない入札
 - ・ 入札者の記名、押印がない入札書による入札
 - ・ 入札者が1人で2枚以上の入札をした場合におけるその全部の入札
 - ・ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分の記載事項が識別しがたい入札
 - ・ 入札金額を訂正した入札
 - ・ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
 - ・ 入札に関する公告又は令和6年度 畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地に関するプロポーザル方式土地譲渡事業 実施要領に違反した入札
 - ・ 申し込み手続きにおいて虚偽の記載をした者が行った入札

（2）参加申込み時に受領した入札保証金の納付に関する書類

- ・ 入札保証金の納入が確認できる書類

（指定した口座に納付した事実を確認できる、金融機関が発行した書類の写し）

5. 入札保証金

応募に当たっては、Ⅱ-1に示された最低制限価格の100分の5以上に相当する額の入札保証金を納付することが必要です。

- （1）納付方法は、指定口座への振り込み（電信扱い）により、12月20日（金）までに納付するものとします。
- （2）応募書類提出時（応募日）までに納付が確認されない時は、応募書類を受理することはできません。
- （3）優先交渉権者以外の入札保証金は優先交渉権者の決定後、様式7による請求をもって全額返還します。
- （4）優先交渉権者の入札保証金は契約保証金の一部に充当します。

※ 入札保証金がⅡ-1に示された最低制限価格の100分の5以上に満たない場合は無効となるので十分注意してください。

※ 入札保証金には利息は付しません。

IV 審査及び優先交渉権者の決定方法

1. 審査体制

応募者の事業提案内容について厳正且つ公平な審査を行うため、「畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地に関する土地譲渡事業審査委員会（以下、審査委員会）」を設置します。審査委員会は9名の委員で構成します。

2. 審査及び優先交渉権者決定方法の概要

審査委員会が、応募者から提出された資格及び応募書類の内容を審査・採点し、その結果、優先交渉権者を選定します。

3. 応募者の失格

- (1) 書類に関し、虚偽の報告若しくは申告その他不正行為があったとき。
- (2) 応募者が、本事業者募集において有利となるような目的を持って、個別に委員等との接触を持った場合。
- (3) 応募者が審査委員会の審査以前に事業提案内容を公表した場合。
- (4) その他本件土地譲渡事業の遂行にふさわしくないと認められた場合。

4. 優先交渉権者の選定及び決定

(1) 総合評価

① 審査委員会は、提出された応募書類（入札書含む）及び、提案事業者へのヒアリング（プレゼンテーション方式（令和7年1月下旬実施予定））により、事業提案内容についての審査・採点を行います。審査委員会の中で疑問等が生じた場合は文書又は口頭において応募者に対し、質問する場合があります。

② 採点は審査基準により項目ごとに行い、その合計点を各応募者の得点とします。

③ 審査委員会において、最高得点を得た応募者を優先交渉権者に選定します。

(2) 優先交渉権者の選定及び決定は、令和7年2月上旬の予定です。

(3) 審査委員会による審査結果はすべて応募者に書面にて通知します。審査結果に対する質問や異議には一切応じません。

5. 審査にあたっての評価項目

(1) 遵守事項（絶対的評価項目）

「用途」

敷地内に床面積100㎡以上の認定こども園、保育所その他の子育てに関する施設を有する建物を建築すること。

都市計画用途地域（商業地域）高度地区に合致する計画とすること。

但し、商業施設を導入する場合は換金性のある遊技場その他これらに付帯するもの、並びに「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条に定める風俗営業等に該当するものは除く。

その他関連する法令を遵守すること。

(2) 留意事項（相対評価項目）

別紙「審査項目と評価」参照。

(3) 審査基準 ※合計60点に満たない提案事業者は失格とする。

審査項目と評価の視点	
まちづくりへの貢献 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の利便性や市民福祉の向上 ・地域の活性化への貢献 ・社会的ニーズへの貢献 ・その他評価すべき提案の有無
土地利用・施設計画 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境との調和、景観等への配慮 ・施設計画の適切性、公益性 ・施設の配置、動線計画の適切性 ・その他評価すべき提案の有無
事業の確実性 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の安定性・信頼性・実績 ・施設等の管理・運営 ・事業の資金計画等 ・その他評価すべき提案の有無
総合的な視点 (40点)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業コンセプト ・まちづくりへの寄与 ・提案における企画力・独自性 ・本事業に対する熱意及び誠意 ・価格に対する評価（最高20点）

V 契約

1. 土地売買契約成立の条件及び売買代金の支払い

(1) 優先交渉権者決定の後、橿原市と優先交渉権者との間で本件土地売買について契約を締結します。

売買契約の締結時まで、契約保証金（売払金額の100分の10に相当する金額）の納付を行ってください。ただし、入札保証金を、全額、契約保証金に充当しますので、実際には入札保証金との差額のみを納付となります。

(2) 本件土地売買についての契約が成立し、本件土地の買受を行うこととなった事業者（以下「買受事業者」という。）は橿原市が指定する日までに、本件土地売買代金を支払わなければならないものとします。

2. 所有権の移転及び引渡し

(1) 本件土地の所有権は、橿原市への土地売買代金の支払いを完了した時点で移転するものとします。所有権移転登記は橿原市が囑託により行い、契約締結や登記等に要する費用は、買受事業者の負担とします。

(2) 本件土地は現状有姿のまま引き渡します。

3. 本件土地利用の用途の指定

(1) 買受事業者は、応募申込時に提出した事業提案に基づく土地利用の用途（以下「指定用途」という）に供するため、本件土地の売買契約が本契約として成立した日から5年を経過するまでに指定用途に供さなければなりません。但し、やむを得ない理由により書面により橿原市へ申請し、承認を得た場合はこの限りではありません。

(2) 本件土地の売買契約が本契約として成立した日から10年間は、指定用途に供さなければなりません。

(3) 事業の実施にあたり、やむを得ない理由により指定用途の内容を変更する場合には当該理由を記載した書面により橿原市へ変更申請して、承認を得なければなりません。但し、本事業の趣旨を損なうような変更は認めません。

4. 権利の移転・設定の制限等

- (1) 応募申込時に提出した事業提案書に基づく場合を除き、本件土地の売買契約が本契約として成立した日から10年間は本件土地又は本件土地の上に建築された建物に関して、第三者に対しその全部または一部について所有権を移転し、又は地上権、貸借権、使用貸借その他使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならないものとします。(但し、上記V-3-(3)等により書面による承認を得た場合はこの限りではありません)
- (2) 買受事業者は、風俗営業等による利用及び公序良俗や法令等に反する利用をしてはならない。
- (3) 本件土地の売買契約が本契約として成立した日から10年間に本件土地等に関して第三者への権利の移転・設定等を行う場合は土地売買契約に基づく買受事業者の義務を当該第三者に対し承継させなければならない。

5. 契約の解除及び買戻し特約等

買受事業者が樫原市との土地売買契約に基づく義務に違反した場合、樫原市は、本件土地売買契約を解除し、又は本件土地の売買契約が本契約として成立した日から10年間、本件土地の買戻しをすることができるものとします。

- (1) 買受事業者は、土地売買代金の10%相当の違約金を樫原市に支払わなければならない。
- (2) 買受事業者は原則として本件土地を引き渡し時の状態に復し、樫原市に返還するものとします。
- (3) 買受事業者が契約締結に関して負担した費用、本件土地に関して支出した必要経費、有益費等その他一切の費用は返還しません。
- (4) 本件土地の買戻しを行う場合は、買受事業者が樫原市に支払った土地売買代金について利息を付さずに返還するものとします。(樫原市が買受事業者に支払うべき返還金等の金銭は違約金等と相殺した上で返還します。)

6. 通知義務

本件土地売買契約が本契約として成立した日から10年間において、買受事業者に次に定める事項が生じた場合は、直ちに本市に通知することとします。

- (1) 解散、合併、営業停止や営業譲渡をしたとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生又は会社整理の申し立て等の事由が生じたとき。
- (3) その他本件土地売買契約に定めること。

7. その他

- (1) 応募者の提出資料の内容は、1応募者(共同事業者も同様)につき1案に限ります。
- (2) 応募に係わる一切の費用については、全て応募者の負担とします。
- (3) 応募書類に係わる著作権は各応募者に帰属します。但し、本市は、本事業者募集に関する報告等のため必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- (4) 優先交渉権者と決定された事業者は誠意をもって本市との協議に臨むものとし、正当な理由なしに協議を辞退できないものとします。
- (5) 買受事業者は、事業実施にあたり、原則として自らの責任において事業計画及び工事内容等について周辺地域に対する説明を適切に行い、円滑な事業の実施に努めるものとします。

参加申込み書

橿原市

橿原市長 亀田 忠彦 殿

件名 畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地に関するプロポーザル方式土地譲渡事業

上記の事業公募に、応募者として申し込みたいので、参加申込み書を提出します。
なお、本書に記載の内容は事実と相違ありません。

[申請者]

商号又は名称

所在地

代表者名

印

[連絡先]

商号又は名称：

担当者所属：

担当者氏名：

電話番号：

FAX番号：

Eメール：

誓約書

私は、橿原市が実施する令和6年度 畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地に関するプロポーザル方式土地譲渡事業の申込に当たり、次の事項を誓約します。

1. 令和6年度 畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地に関するプロポーザル方式土地譲渡事業 実施要領 III-1-(2) に記載する事項に該当しません。
2. 入札に際し、令和6年度 畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地に関するプロポーザル方式土地譲渡事業 実施要領 I-3. 譲渡対象地の概要 を確認し、法令上の規制等をすべて承知の上で、参加いたします。

令和 年 月 日

(あて先)

橿原市

橿原市長 亀田 忠彦 様

[申請者]

商号又は名称

所在地

代表者名

印

質疑書

橿原市長

亀田 忠彦 殿

[申請者] 商号又は名称

所在地

代表者名

令和6年度 畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地に関するプロポーザル方式土地譲渡事業 実施要領 に関して、下記の通り質疑がありますので、提出します。

質疑箇所	質疑の内容
(記入例) 募集要項 p●の●●につ いて	

[連絡先]

商号又は名称：

担当者所属：

担当者氏名：

電話番号：

F A X 番号：

E メール：

備考1 質疑の内容は簡潔に取りまとめて記載してください。

2 質疑が1ページを超える場合は、本様式に準じて追加してください。

応募申請書

檀原市長

亀田 忠彦 殿

[代表法人] 商号又は名称

所在地

代表者名

印

[他の構成法人] 商号又は名称

所在地

代表者名

印

応募法人名称（複数法人で構成されている場合は代表法人名）は、令和6年10月25日付で公表された「令和6年度 畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地に関するプロポーザル方式土地譲渡事業 実施要領」に基づき、事業計画提案書等を提出し、応募法人構成表を添えて応募いたします。

備考1 構成法人の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成及び追加してください。

2 応募者が一法人で構成されている場合は、代表法人の欄に記入してください。

3 代表法人及び各構成法人は次の書類を添付してください。

ア 法人等の定款又は寄付行為（最新のもの）

イ 法人等の印鑑証明書（募集要項公表後に交付されたもの）

ウ 法人等の登記簿謄本（募集要項公表後に交付されたもの）

エ 法人等及び法人等の代表者が市町村税を完納していることが確認できる書類（法人等の主たる事業所の所在地におけるもので可）

応募法人構成表

1 代表法人	
所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
担当者 氏名	所在地
所属	E-mail
電話	FAX
2 その他の構成法人	
所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
担当者 氏名	所在地
所属	E-mail
電話	FAX
3 その他の構成法人	
所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
担当者 氏名	所在地
所属	E-mail
電話	FAX
4 その他の構成法人	
所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
担当者 氏名	所在地
所属	E-mail
電話	FAX

備考1 構成法人の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成及び追加してください。

2 応募者が一法人で構成されている場合は、代表法人の欄に記入してください。

3 代表法人及び各構成法人は次の書類を添付してください。

ア (法人等の) 概要書

イ 財務諸表及び明細書 (過去3期間)

ウ 最近の類似業務がある場合にはその概要 (事業パンフレット等)

注: ア及びウについては有価証券報告書で代用可

整理番号

No.

入札書

- ・金額はアラビア数字とすること
- ・訂正しないこと
- ・初めの数字の頭に¥をいれること

金額	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、令和6年度 畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地に関するプロポーザル方式土地譲渡事業公募による入札価格の金額。

上記の通り、令和6年度 畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地に関するプロポーザル方式土地譲渡事業実施要領を承知の上、入札します。

(入札日)

令和 年 月 日

(あて先)

榎原市長 亀田 忠彦 様

入札者

住所

(所在地)

(ふりがな)

氏名

法人名

代表者名

印

(注1)黒又は青の万年筆又はボールペンにより記入すること。

(様式7)

整理番号
No.

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

(あて先)

橿原市

橿原市長 亀田 忠彦 様

入 札 者
住 所
(所在地)
(ふりがな)
氏 名
法人名
代表者名

印

令和6年度 畝傍御陵前駅東側周辺整備事業用地に関するプロポーザル方式土地譲渡事業 の入札保証金を下記の口座に返還頂けますようお願いいたします。

記

金 額	円						
金融機関名	銀行・信用金庫		支店		当座・普通		
口座番号							(右詰めで記入して下さい)
フリガナ							
口座名義							

